



# NPO法人市民オンブズマンおかやま

編集／発行 光成卓明 事務局 〒703-8228 岡山市中区乙多見 347  
Tel.(086)279-9099 Fax.(086)279-7895 E-mail ombud@icity.or.jp  
ホームページ <http://www.icity.or.jp/ombud-oka/>

## 報 告

### 第18回全国市民オンブズマン松本大会

メインテーマ

### 「震災・復興と市民オンブズマン」

2011年9月3日(土)・4日(日)

長野県松本市・浅間温泉文化センター

## 原発と政務調査費

光 成 卓 明

たいへん思わせぶりの題名ですが、実は(たぶん)なんの関係ありません。全国大会報告のうちで私の担当になったテーマを並べただけです。

- 1 まず原発。今年の大会のメインテーマは「震災・復興と市民オンブズマン」、中でも「原発事故とエネルギー問題」に集中しました。(申しわけないことに、かなり漫然と聞いてしまったので、理路整然としたご報告ができません。ご勘弁。)

- i 講演「ドイツにおけるエネルギー転換と自治体の役割」。

要は、「①ドイツは脱原発できた、②それには自治体が大きな役割を果たした、③日本も脱原発するには自治体の役割が重要になる」ということなのですが。ドイツでは自治体がエネルギー公社とかをもっていて、発電から配電までやっているところがあっちこっちあって、そこが自然エネルギーの普及に大きな役割を果たしたのだそうです。しかしこれ、日本の自治体の財務構造じゃ無理ばいんですが……

- ii パネル「原発と言う国策に対して住民自治の観点から何ができるか」。

題名が長い？いや実際はコレの倍くらい長くて。で、私は知らなかったのですが、

電力の一部を入札で買ってる自治体がけっこう多いのです。例えば長野県は 100 %、横浜市は 92.2 %。ところが岡山県は 9.6 %、岡山市・倉敷市は 0 %。これは突っ込みどころかもしれませんね。

- 2 政務調査費。昨年は分科会をひとつ引き受けたのですが、今年はちょっとそれどころではなく……で、①岡山の入力マニュアルと査定基準と査定表サンプルを大会資料に掲載して、「こうやればどこでもできる」とアピール。②「政務調査費住民訴訟虎の巻プロジェクト」と題して、政務調査費の全国の勝訴判決例の共同分析を会場で呼びかけました（2人釣れました）。

それと別に、千葉地裁が大会直前、政務調査費の住民訴訟で「10 万なにがし印紙を追加しろ」と言った、という＜事件＞が起きていて、これの対応が問題になりました。「相手方である議員・会派の数だけ事件がある」という解釈です。これですと、56 人いる岡山県議会では 29 万円貼られる理屈になるので、大変です。こういう馬鹿〇〇〇は最近減ってきていたのですが……

実はいま、岡山はこの分野ではちょっと凄い（知ってました？）のですよ！

## 議会ウォッチング

東 和 子

大会2日目、各地報告の中のトップバッターとして「議会ウォッチャー・仙台」から活動報告がありました。

「議会ウォッチャー・仙台」結成の母体は「仙台市民オンブズマン・タイアップグループ」、「美しい仙台を創る会」、「宮城地域自治研究所」の3団体である。それぞれ仙台市政に関心を持ち、長年、いろいろな活動をしてきたが、市政になかなか改善がみられない。全て議会が決定しているのであるから、どんな議論をしているのか見てみよう！ということで、2008（平成20）年に「議会ウォッチャー・仙台」を立ち上げ、3団体を中心に集まったメンバーが活動を開始した。

約20人のメンバーが2人一組でほとんど全ての本会議と常任委員会（6委員会）を傍聴し、月1回の例会を持って、報告、検討を重ねてきた。参加したメンバーは2010（平成22）年12月までに延べ850人を数える。

本会議場の傍聴席は建物の3階にあるが、エレベーターはついていない。傍聴席内では、写真撮影、録音、携帯電話、私語、飲食は禁止である。監視が2カ所の出入り口に1人ずつ

立っていて、ガムを噛んでいても飛んで来る。

本会議場では議員60名のうち当選回数の少ない議員が前の席に座り、古い人は後ろの方に座っている。傍聴メンバーは座席表とチェックリストを手に、議員の出入り（離席）、居眠り、私語の回数を「正」の字を書きながらチェックする。1～2時間も席を離れたまま帰って来ない人もいる。

会派の代表質問は、一言一句全て原稿を読んでいるだけである。真剣に聞いているのは行政側、新人議員、会派のメンバーぐらいである。行政側の応答は紋切り型の答弁に終始している。我々にとってはただ聞いているだけであつたら居眠りするような内容であるが、チェック作業があるので忙しく、居眠りどころではない。

委員会では、議員8～10名が口の字型に席に着き、その後ろに60～70人、時には100人以上の職員が座っている。我々はその後ろで傍聴する。職員のうち、答弁に立つのは2～3人であるのに、この人数は何であろうか。

本議会の議事録が議会のホームページにアップされたら、質問内容もチェックする。評価基準を設定し、これにも点数をつけている。

以上のとおり、議員の態度についての評価と質問内容についての評価を合わせて、仙台市議会の通信簿を作成し、「議会ウォッチャー・仙台」のホームページに掲載している。

以上

莫大な人手と時間と根気のいる活動ですね。素晴らしい活動の成果が全て発表されていますので、「議会ウォッチャー・仙台」のホームページを一度のぞいてみることをお勧めします。（アドレス <http://gikai-watcher.net/>）

我が「市民オンブズマンおかやま」でも「政務調査費の領収書全部チェック&データ化」にここ数年取り組んでいます、いずれにしても、議会にしっかり目を向けていることが大切なのだと改めて思いました。

### 3 セク損失補償

和田 啓二

松本の全国大会において、3セク損失補償問題は主たるテーマとする計画があつた。しかし、震災により主たるテーマが差し替えられた。全国大会での発表は安曇野市を被告とする2010年8月30日東京高裁判決について弁護士と提訴した原告が説明された。主テーマから外れたこともあり、（損失補償問題は後述するように裾野が広い）「財政援助制限法」の解

積と事案の概要に絞られた。

事案は、住民が、安曇野市が出資する収益事業を営む第三セクター「三郷ベジタブル」が負う金融機関等の債務に対する安曇野市の「損失補償契約」に基づく出費の差し止めを求めたものである。

争点は事案の「損失補償契約」が「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」第3条の（政府または地方自治体が会社その他の債務については保証することができない（特別法で認められる場合など特定の場合を除く））旨の規定に該当するかどうかであった。

高裁裁判長はまず法律上、「保証契約」は主債務との間に従属的な一体性がある（付従性、補充性があり保証人は主債務と同一の責任を負う）が「損失補償契約」は主債務に対して、一体的連動的な法律効果をもたらさない（主債務との間に付従性、補充性がなく、債権者に損失が発生した場合に主債務から独立してその損失を補償する性質の契約）別種の契約だとする。その上で、損失保証契約の中でも契約内容が主債務に対して現実に回収が望めないことを要件とすることなく一定期間の履行遅延が発生したときに責任を負う内容であれば、「保証契約」と実質的に同様と判断され、法第3条の類推適用により、規制が及ぶ、事案はそのような類型に該当するとして、「損失補償契約」を無効とした。

事案は上告中で、未だ最高裁の判断は下されていない。なお、全国市民オンブズマンのホームページをみると、過去に公益性等を理由に結論としては住民側敗訴であるが、損失補償の脱法性をいう横浜地裁判決もあった。

ところで、自治体の3セクターに関して本事案のような「損失保証契約」をしている事例は総務省やオンブズマンの集計によっても数百件にのぼる。とすれば、最高裁で逆転判決がなければ影響は大きい。

しかし、自治体の3セク損失補償は3セクの金融機関からの借入などに対して補償するという「財政的援助」の一つの限られた手法であり、自治体は3セクに対して他の手法一貸付け・補助金・債務免除等により、財政的援助をすることが可能であり、現にしている。岡山県や倉敷市が破綻したチボリ公園に対してそのような財政的援助を与えていたことは記憶に新しい。損失補償以外の財政的援助は直接的に規制する法律がないため、3セク事業の公共性を理由に適法とされる判例がほとんどである。貸付・補助金を通過点として、債務免除という終着駅で実質的な損失補償を行うケースは多い。損失補償は財政的援助の1形態という視点で制度の着地点を考える必要がある。

## 包括外部監査報告

和田 啓 二

今回も分科会は開かれず、全体報告での「オンブズマン大賞」を受賞した沖縄県包括外部監査の監査人である照屋俊幸弁護士への表彰がメインであった。オンブズマン大賞受賞の監査テーマは「過去の包括外部監査の措置状況について」である。ここ数年散見されたテーマであるが、今回の監査は包括外部監査を自治体が行政運営にいかに関活用すべきか、という視点で包括外部監査の意義と有効性にまで迫った監査といえる。

しかし、沖縄の監査報告書をオンブズマン大賞とすることについてオンブズマン内部では「この監査テーマは本来予定されているような監査テーマではないのではないか」という異論があった。一時はオンブズマン大賞受賞者なしと決定した。しかし、包括外部監査評価班代表から「オンブズマン大賞該当なし」という理由を書きがたいという通信が入り、再度の内部協議により最終決定したという経緯があった。

監査人は、授賞式に続く挨拶で沖縄県が「外部監査報告書にかかるマニュアル」をなかなか公表せず苦労したこと、(沖縄県の監査に対する措置が良くないという報告書であるのに)沖縄の役人や新聞の論調が「大賞を受賞してめでたい」という的はずれなものであるというエピソードを披露してくださいました。

さて、外部監査制度が創設されて12年が経過しているが、総務省ではこの制度に替えて自治体ブロックごとに「監査人候補」を確保して各自治体の監査を輪番的にさせるという構想を固めている。オンブズマンではそのような構想は内部監査の焼き直しとなり、悪しき内部監査の欠点を踏襲することになるという観点から来年以降包括外部監査制度の総括をし、総務省に提言を行う方向にあります。

そのような状況を踏まえると、沖縄県の監査テーマは監査のあり方・監査結果を実行する担保・監査は政策決定や実施事業についてテーマにすることが可能かなどの論点に関係する監査であったといえます。

大会終了後、美ヶ原へバス旅行の中で私は「外部監査人もオンブズマンも悪しき前例の踏襲ではなく、美しい先例を作ること」を目標にすべきと挨拶しました。これは、大会終了間際に仙台市民オンブズマンが「美しい仙台を作る会」と語ったのを私が「美しい先例を作る会」と聞き間違えたことにより、発案したものです。

## 被災地からの報告

釣 崎 悦 子

被害を受けられた方々にお見舞い申し上げます、と同時に一日も早い復旧・復興を願っております。

松本での全国大会に、岩手・宮城のオンブズマンの方が参加されました。被災されたにもかかわらず、議会に対しての力強い調査に感動したのを忘れることはできません。

復旧・復興に向かって自治体も動いてはいるでしょうが、一番望むのは、「人間の復興」を実現することではないでしょうか。人間らしく生きることを望み願っています。道路・港・施設が建設されても「人間の復興」がなされなければ、住む人のいない廃墟となりかねない。そこで発揮するのが政治の力。

情報社会の中、直接の被害者また関連して被害に遭遇した方々に、私が沢山の言葉を並べても心を癒すことはできません。ましてや、気持ちや現状を代弁できない。私は、長い年月を要するであろう復旧・復興にかかわり、お手伝いし応援していきたい。

合掌

大会に参加し、来年も行こうと思った会員より

## 全国大会交流会 「曇天の美ヶ原と天晴れな人たち」

須 藤 暁 子

大会終了後の交流会は、今年は一風変わっていて、美ヶ原ツアーバスの中で行われました。いつもは、部屋の中で交流会をしていますが、松本の観光コンベンション協会はサービス満点で、無料バス2台を出してくれる歓迎ぶり。

自己紹介やオンブズマン活動のことを話ながら美ヶ原に向かいましたが、おしゃべり好きの役者（大阪の井上弁護士）がいて、話の面白いこと、大受けでした。

初めて知りましたが、井上さんは「市民オンブズマン」の名付け親で、色々な名前を考えたそうですが、市民運動的な「〇〇市民の会」などは面白くないので、ほとんどの人が聞いた事もなく、意味もよく分からない「オンブズマン」という名前にしたそうです。現在、全国的に使われている「市民オンブズマン〇〇」は全部パクリだ、商標登録しておけばよかったとほざいていました。ちなみに、大阪のオンブズマンは本家本元を誇示して、頑固に地名

を付けずに「市民オンブズマン」で通しているそうです。あっぱれ井上さん、「オンブズマン」は、い〜い名前です。

そういえば、京都での全国大会後、保津川下りに行った時、乗船案内のアナウンスがしどろもどろで「市民おんぶマン？おかやま」と呼び出していたのを思い出しました。

そんなこんなで笑いのうちに展望台に着きましたが、あいにく台風12号の影響で、雲がかかり全く何も見えません。晴れていれば北アルプスから八ヶ岳まで360度パノラマ展望できるはずなのに、残念！望遠鏡も念のため覗いてみましたが、見えるはずもなく視界は真っ白。下界より10度は低くて、小雨と強風にあおられ寒くて寒くて震え上がりました。仕方がないので、美ヶ原センターの中で美しい景色のビデオをおとなしく見ていましたが、突然の停電でビデオも中断。なすすべがありません。ところが、勇者はいるもので、何も見えないのにもっと上まで登った人がいて、雨と汗でグシャグシャになって降りてきました。登る動機は何なのか、「そこに〇〇があるから」か、その元気者は、あっぱれ岡山の誰かさんです。

もう一人、あっぱれなおばあちゃんがいました。美ヶ原もそこそこに下界に降り、せっかく来たのだから松本城を見ようとバスを途中下車したところ、86歳のおばあちゃんも一緒に行くといってきました。松本城の階段はものすごく狭くて急で、若い私たちでもようやく足を上げているのに、すいすい登っていくのです。降りて転げ落ちないか心配しましたが、なんのその。駅までご一緒し、金沢まで帰る電車の時間を聞いたところ、電車がなかったら駅のベンチで寝るからと言われ、またびっくり。86歳でオンブズマンしているのもすごいです、そのたくましさは驚くばかりです。

美ヶ原は曇天でも、天晴れな人たちがいて、楽しい交流会でした。

オンブズマンと言うと、こむずかしいイメージがあるかもしれませんが、やる事はきっちりやって突き抜けた面白味があります。これだから全国大会がやみつきに？

来年は、青森県弘前市。東北の方たちが元気に参加されることを願いながら、遠いけれど行く気満々です。



## 岡山県の国庫補助金の不正流用について

光 成 卓 明

### 1 発端

平成 21 年、会計検査院が、全国のいくつかの県について、国の補助金の使途を検査しました。その結果、全部の県で、補助金の不正流用がみつかりました。検査院はこの検査を全都道府県に拡大し、岡山県もこの第二次の検査の対象になりました。

検査院は、平成 21 年 11 月 11 日、岡山県についての検査結果を公表しました。それによると、岡山県の土木部・農林部などで平成 17 ～ 21 年度に大量の「不適切な処理」（つまり流用）がみつかり、県は 5 年分の流用金に「利息」をつけて、1 億 700 万円を国に返還するハメになりました。さらに、県が独自に行った調査でも、補助金の流用がみつかりました。

### 2 オンブズマンの調査

オンブズマンは、検査院の最初の発表のときから、この結果に注目してきました。補助金を本来の「目的」以外のことに使うことは許されていません。「目的」以外のことに使ったら、その「流用」分に年 10.95 %の「加算金」（利息のような、罰金のようなもの）をつけて国に返さなければなりません。補助金をちゃんと使っていれば、返すのは「余った元本」だけで良い。「流用」するから年 10.95 %というノンバンク並の高い「金利」を払うハメになるのです。では、この「金利」分は、補助金の流用をしたお役人が県に損害を与えたことになる。それなら、弁償してもらわないといけない……

そこでオンブズマンは、平成 22 年早々から、重田さんをキャップに調査にとりかかりました。県に開示請求を繰り返しますが、なかなかどんぴしゃりの書類が出てきません。

1 月に開示請求を始めてから 9 月まで、開示請求を繰り返すこと 7 回、開示させた伝票類は 1 万枚を超えました。

### 3 分析の結果

大量の書類を開示させて分析するには、膨大な手数がかかりました。分析を担当された重田さん・和田さんは大変でした。しかしその結果、驚くような実態がわかってきました。

- i 不正流用は、県の全部の部署で行われていたことがわかりました。国から「補助金」を受け取っていた部や課は、件数・額の多い少ないはあっても、県庁全体にわたっています。そのたくさんの部や課の中で、「流用をしていない部はない」状態だったので

す。

- ii なぜ法律に違反してまで流用をするのか。第一に、「補助金を1円も残さず使い切る」ことは実際にはなかなか難しいのです。第二に、県は「余ったから」と正直に返すのは辛い。そこでお金が出て行くだけではすまず、翌年に補助金を削られるからです。第三に、国（というか省庁）も「余ったから」と補助金を返されても嬉しくない。「余ってるじゃないか」と言って、次年度の予算を削られるからです。
- iii だから、補助金が余ったら、他に流用して「余らなかった」ことにするのが、いちばん円くおさまるのです……そのお金を税金として納めている国民以外は。

#### 4 監査請求断念

こうして分析を進めたのは、「監査請求して、さらに住民訴訟へ」と考えてのことでした。しかし、分析を進めるにつれて、不都合なことがわかってきました。

- i 補助金の流用は、どこの部でも、課長の決裁で行われていました。しかし、流用したいは県庁全体に広がっています。おそらく、数十年にわたって行われてきたに違いありません。そういうケースで、たまたま課長をしていてバレた分の決裁をした個人の責任を問えるのか、というのはけっこう難問です。岡山市の「下水道水増し」事件でも、課長に対する請求は「市役所全体の意思であり、課長の責任ではない」という理由で認められませんでした。
- ii では、その上、部長・局長・副知事・知事の責任は？厄介なことにこの「流用」の場合は法律上、「トップである知事の監督責任」と、「決裁した課長の責任」しか問えない、という扱いになるのです。（つまり、その中間の、部長から副知事までの責任は問えないのです。）課長と知事の間は離れすぎていて、知事は「知っていた」と（私たちが）証明するのは非常に難しそうです。

#### 5 今後の教訓

住民訴訟をやるには成算がたたず、訴訟をやらない監査請求はほとんど無意味です。涙を吞んで、監査請求は断念せざるをえませんでした。重田さん・和田さんには膨大な無駄手間をおかけした結果になり、実に申しわけないことでした。

しかし、この件にかけた手数は、完全に無駄だったとは思えません。県の補助金使用の実態がわかったからです。ほとんど全部局で補助金が余っていたわけなのですが、では、①その後、補助金は減っているのでしょうか？②補助金の返還は増えているのでしょうか？③もし今までと変化がなければ…そんなことが常識としてあるのでしょうか？そして、もし流用があれば、知事は今度こそ「知らなかった」では逃げられません。

オンブズマンの活動にいくらか余裕ができたなら…夢のような話という気もしますが…ぜひ一度、調べてみたいところです。

## 岡山県庁職員の時間外勤務を検証しよう

### 〈報告5〉

村上 真幸

市民オンブズマンおかやまが県庁職員の長時間勤務の実態調査をはじめてから今回で5年目を迎える。

平成22年度の県庁職員の時間外勤務の実態について、今回も岡山県の「政策推進会議資料」から検証してみよう。

- ① 職員数は20年度から人員削減政策で4,000名の大台を切ったが、22年度もさらに前年から130名減少して3,629名となった。これは前年度比3.6%の減少である。削減の大半は県民局である。
- ② 22年度においても一人当たりの平均時間外勤務時間は前年度と比べて減っていない。職員の年間最高時間外勤務者の時間数は1,173時間で、年間1000時間を超える時間外勤務職員は8名。一般企業で禁止されている360時間超えの職員は、逆に前年より17名増加して280名になった。
- ③ 全庁の職員数がスリム化をたどるなか、「政策推進会議資料」ではゆとり創造対策として、職場の業務改善、職員間で長時間勤務状態の問題意識の共有、職員の休暇の取得の提唱を行ってはいるが、現在のところ改善の兆しは見えない。

人員削減による労働環境がタイトになると、当然のことながら長時間労働によってもたらされる精神的・身体的障害に配慮した職員の健康管理が重要となる。

表1 平成22年度 部局別時間外勤務状況

| 部局名         | 職員数<br>(名) | 一人当たりの時間外勤務 |          |             | 360時間超     | 1000時間超    |
|-------------|------------|-------------|----------|-------------|------------|------------|
|             |            | 平均時間<br>(h) | 対前年<br>比 | 最大時間<br>(h) | 職員数<br>(名) | 職員数<br>(名) |
| 総務部         | 205        | 232         | 95%      | 1,086       | 43         | 2          |
| 県民生活部       | 134        | 273         | 138%     | 1,059       | 4318       | 2          |
| 環境文化部       | 101        | 248         | 102%     | 998         | 25         | 0          |
| 保健福祉部       | 166        | 289         | 91%      | 1,173       | 53         | 4          |
| 産業労働部       | 102        | 228         | 110%     | 943         | 21         | 0          |
| 農林水産部       | 185        | 116         | 109%     | 855         | 15         | 0          |
| 土木部         | 216        | 191         | 90%      | 935         | 34         | 0          |
| 出納部         | 62         | 86          | 88%      | 615         | 3          | 0          |
| 企業局         | 28         | 182         | 119%     | 434         | 4          | 0          |
| 県民局・支局      | 1,749      | 66          | 90%      | 660         | 8          | 0          |
| 出先事務所       | 681        | 96          | 111%     | 913         | 31         | 0          |
| H22年度全庁計    | 3,629      | 119         | 99%      | 1,173       | 280        | 8          |
| (参考) H21全庁計 | 3,759      | 120         | 101%     | 1,527       | 263        | 7          |

平成22年度 給与費と時間外勤務手当

| 種別      | 金額(百万円) |
|---------|---------|
| 給与費     | 25,068  |
| 時間外勤務手当 | 1,196   |

給与費に占める時間外勤務手当の比率は4.8%である。

続いて、21年度と22年度を比較して変化を見てみる。

表2 平成21年度・22年度比較

(単位 金額は百万円)

|            | 21年度   | 22年度   | 増減     | 対前年比   |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 職員数(名)     | 3,759  | 3,629  | 130減   | 3.4%減  |
| 全職員の給与費    | 26,540 | 25,068 | 1,472減 | 5.5%減  |
| 時間外勤務手当費   | 1,208  | 1,196  | 12減    | 1.0%減  |
| 最大時間数(h)   | 1,527  | 1,173  | 354減   |        |
| 360時間超(名)  | 263    | 280    | 17増    | 6.5%増  |
| 1000時間超(名) | 7      | 8      | 1増     | 14.3%増 |

21年度と比べて、職員数が3.6%の減少に対し、給与費の総額が5.5%減少している。  
即ち、職員の平均賃金下がったことになる。岡山県知事をはじめ執行部が人件費の縮小に努力している姿がうかがえるが、職員にとっては長時間勤務の実態は変わらないうえに賃金  
が下がる労働環境は厳しいものと言わざるを得ない。

次に参考として、人事課から情報開示を請求して得られた県庁職員の「病気休暇取得状況」と「病気休職取得状況」の表をかかげる。

#### 病気休暇取得状況

|        | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総務部    | 1      | 1      | 1      | 0      |
| 県民生活部  | 4      | 2      | 2      | 3      |
| 環境文化部  | 0      | 3      | 0      | 0      |
| 保健福祉部  | 1      | 1      | 2      | 0      |
| 産業労働部  | 0      | 0      | 3      | 0      |
| 農林水産部  | 1      | 1      | 1      | 1      |
| 土木部    | 1      | 2      | 4      | 0      |
| 出納局    | 0      | 0      | 1      | 0      |
| 企業局    | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 県民局・支局 | 26     | 27     | 22     | 25     |
| 出先事務所  | 3      | 8      | 6      | 8      |
| 計      | 37     | 45     | 42     | 37     |

注 「休暇取得」とは有給休暇を消化して、90日以内に職場に復帰する。

#### 病気休職取得状況

|        | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総務部    | 1      | 1      | 1      | 0      |
| 県民生活部  | 1      | 0      | 0      | 2      |
| 環境文化部  | 0      | 2      | 1      | 0      |
| 保健福祉部  | 1      | 2      | 0      | 0      |
| 産業労働部  | 0      | 0      | 1      | 1      |
| 農林水産部  | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 土木部    | 0      | 1      | 1      | 3      |
| 出納局    | 1      | 1      | 1      | 0      |
| 企業局    | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 県民局・支局 | 15     | 18     | 16     | 12     |
| 出先事務所  | 1      | 4      | 5      | 6      |
| 計      | 20     | 29     | 26     | 24     |

注 「休職取得」とは3年間は県庁職員として在籍出来るが、休職中は無給である。

3年間で復職しない場合は解雇される。

それにしても職員数の削減に正比例するように、病気によって職場を離脱していく職場環境は改善されるべきである。

岡山県では職員の健康管理について、職場環境の改善のよびかけ、医師による健康相談など健康に関する諸施策をおこなっているが、職場に対するきめ細かな健康教育がのぞまれる。

## 市民オンブズマンおかやま 活動日誌

活動が多岐にわたるため、簡略化しています。

- 3/16 全国調査「仕組み債」開示請求（岡山県・県市町村課・外郭団体）
- 3/22 第3次「県警捜査費」非開示訴訟（地裁）
- 3/23 全国調査「都道府県の3セク損失補償問題」開示
- 4/6 「和気・赤磐共同コンポスト事務組合の委託料」開示請求
- 4/9 179回 オンブズマン幹事会
- 4/13 会報発行（52号）
- 4/22 「H21 県議会政務調査費」監査請求書提出
- 4/28 「H21 市議会政務調査費」監査請求書提出
- 4/28 「市議会 大洋州・アジア諸国都市行政視察調査団」返還訴訟（地裁）
- 4月 オンブズマンホームページのリニューアルに取りかかる
- 5/16 「H21 市議会政務調査費」監査請求の意見陳述
- 5/17 第3次「県警捜査費」非開示訴訟（地裁）
- 5/19 「県監査委員」への弁護士費用返還訴訟（高裁）
- 5/20 「H21 県議会政務調査費」監査請求の意見陳述
- 5/21 180回 オンブズマン幹事会
- 5/24 「H19 市議会政務調査費」「H20 市議会政務調査費」返還訴訟（地裁）
- 6月 東日本震災カンパ（全国オンブズマン連会議）
- 「下水道訴訟」和解金の一部を、全国オンブズマン連絡会議に寄付
- 6/11 181回 オンブズマン幹事会
- 6/13 「全国情報公開度ランキング調査」アンケート依頼
- 6/21 「H21 県議会政務調査費」監査結果。一

部返還勧告

- 6/24 「H21 市議会政務調査費」監査結果。一部返還勧告
- 6/28 第3次「県警捜査費」非開示訴訟（地裁）
- 6/29 「市議会 大洋州・アジア諸国都市行政視察調査団」返還訴訟（地裁）

## 振い狂歌(後編)

山野枯木 作

(その22) 議員さん、目的を忘れないでね。

しろがねも こがね たま 黄金も珠も 何せんに  
まされる宝 政調にしかめやも

(その23) どじょっこ内閣さん、期待してもいいのかなあ。

どじょっこも ふなっこも無邪気に  
泳ぎよる 永田の川は いつ澄みるやら

(その24) 議会改革とは、掛け声ばかりなり。

吹きそむる 改革という 秋風や  
こらえ袋の 緒やとけぬらん

(その25) あやかりたい、あやかりたし。

萩尾花 葛になでしこ おみなえし 女郎花  
秋の七草 今盛りなり

**コラム****私たちの町は何が問題なのか**

昨年1月18日の井上市長の告発に始まる百条委員会をめぐる赤磐市の騒動だが、私が思うに、以前からつづく首長と自治体の一部の人たちとの利権がらみの、そしてやはり議員による利権をめぐるインサイダーな自治のありかたが、そもそもの原因ではないかと思っている。私たちの文化であるつつましく身綺麗に小さくこの世の片隅で生きる文化。世間に対して、お騒がせしては申し訳がないと言うお詫びに象徴される謙虚な文化。権力者からなるべく遠くひっそりと生きる、権力に対しては従順な生き方の文化。戦前は世間に対してこのように生きてきたのではなかったか。

戦後はアメリカから入ってきた新憲法と民主主義と人権宣言に開放された赤磐の詩人の長瀬清子は言った。「わたしたちは美しいものを美しいと言っていいんですね」この言葉に当時の日本人がどんなに世間に対して言いたいことも言わず生きていたのか痛いほどわかるのです。

戦後になってアメリカにわたった松下幸之助は、きれいに掃除をされた公園に驚いたところ、「税金は自分たちの生活や、生活を豊かにするための事業を営む上で必要なサービスをやってもらうためにあるのだ。」と言われて、民主主義の考え方にあらためてきづかれたそ

うです。今私たちの言葉で表せば「市長や議員は私たちにとって必要なサービスをやってもらうために、ふさわしい人を真剣に選ぶのだ」と言うことでしょうか。

私たち自身の今までの地域社会とのかかわり方を考えてみませんか。私たちの家族関係も家庭環境も、少し前とはずいぶん変わっています。社会の仕組みも以前とはすっかり変わっています。

年金、医療、介護、公共施設、環境衛生など行政と税金(今年度一人当たり40万円)の果たす役割はひとりひとりにとって今ではかけがえのない大切なものです。私たちの生活と行政サービスに期待する繋がりを果たす民主主義という考え方、法制度に関心をもち、仕組みを理解し、たとえば冒頭にある議員による税金の使い込みなど利権に対してどのように行動すれば利権行政を防止できるのか、考えましょう。私たちが自分の権利に目覚め、そして議員の仕事とは何なのか皆で考えましょう。隣人と話して社会にとって本当にふさわしい良い人を選ぶ目を持ちましょう。

(丸山 明)

